

議第152号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

し尿処理施設の集約化に係る旧豊浜町，旧豊町及び今治市関前地区のし尿収集運搬業務の委託化に伴い，所要の規定の整備をします。

2 改正の経緯等

(1) 経緯

ア し尿処理施設の集約化

呉市では，市内に点在するし尿処理施設の老朽化に伴い，し尿処理施設再配置計画に基づいて，各地域の処理施設を廃止し，広多賀谷3丁目に所在する東部処理場に整備するし尿等前処理施設へ順次搬入先を集約化することとしています。

イ し尿収集運搬業務の委託化

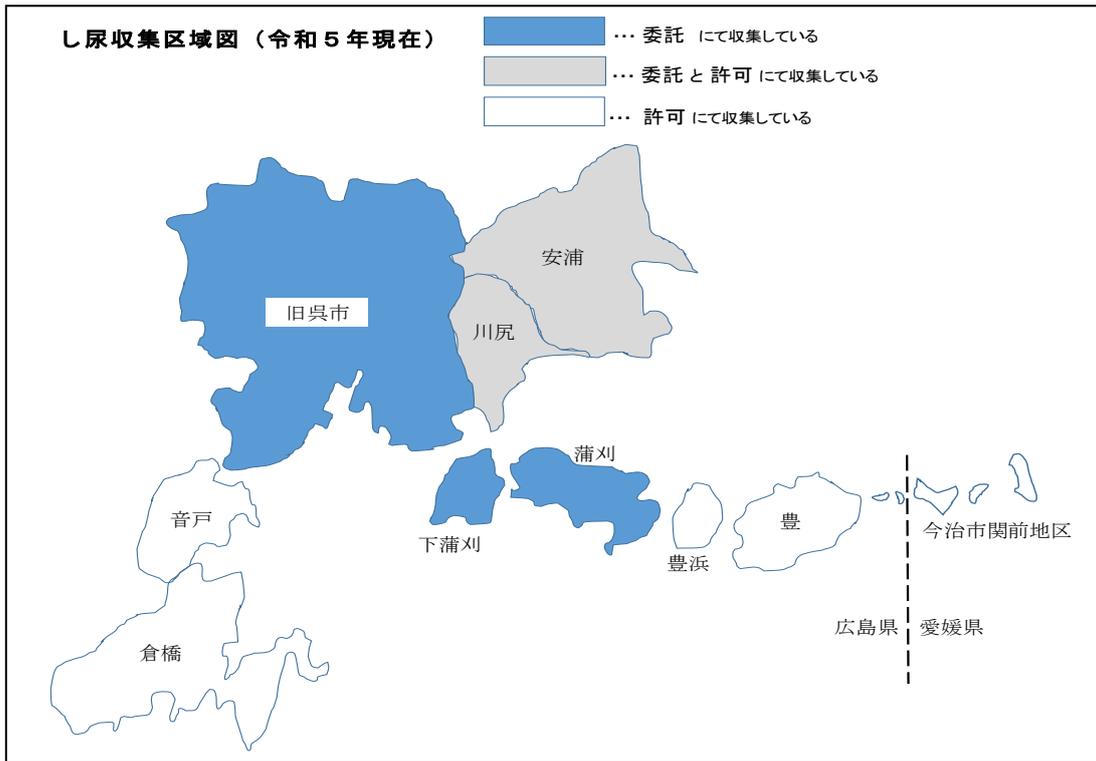
本市における現状のし尿収集方式は，次のとおりとなっています。

	① 委託方式	② 許可業者方式
内容	市がし尿収集業者にし尿収集を委託	市が許可したし尿収集業者が，市民との個別契約でし尿収集を実施
料金等	市が条例で定める手数料	市が条例で定める金額を上限額とし，市が許可したし尿収集業者が定める料金

し尿処理施設の集約化によって，各収集区域のし尿収集業者の搬入距離が長くなります。これにより収集運搬効率は悪化し，従来の許可業者方式による料金では，事業の継続が困難な状況になることが予想されます。

し尿収集運搬業務の安定及び継続的な体制構築のため，し尿処理施設が廃止になる地区では，これに併せてし尿収集運搬業務の委託化を行ってきました。これまでに，平成30年度の下蒲刈処理場の廃止に伴い，旧下蒲刈町及び旧蒲刈町区域のし尿等の搬入先を現行の東部処理場に変更するとともに，両地区のし尿収集運搬業務を委託化しました。

上記のし尿等前処理施設が本格稼働する令和6年度には，呉市内の二つのし尿処理施設（安浦処理場及び芸予環境衛生センター）を廃止して，当該区域のし尿収集運搬業務の委託化を行うこととしています。



(2) 今治市関前地区のし尿収集運搬業務の現状

令和5年度現在、今治市関前地区（岡村島，大下島及び小大下島）のし尿収集運搬業務は、「呉市と今治市との間における一般廃棄物の処理等に関する事務の委託に関する規約（平成17年呉市告示第53号）」に基づき、呉市の一般廃棄物（液状）収集運搬の許可を受けたし尿収集業者が、許可業者方式によりし尿の収集・運搬をしており、呉市が芸予環境衛生センターで処分を行っています。

なお、当該業者が収受している今治市関前地区の料金体系は、旧豊浜町及び旧豊町地区の料金体系と同じです。

料金（令和5年度）	
対象：旧豊浜町，旧豊町及び <u>今治市関前地区</u>	
(1) 従量制	
・ 18リットルまでごとにつき	366円
・ くみ取り1回につき	586円
(2) ホース加算	
・ くみ取り1回につき，50メートルを超えて20メートルまでごとに	51円

3 改正の内容等

今治市関前地区におけるし尿収集運搬業務の委託化により、呉市が手数料を徴収することとなることから、同地区について旧豊浜町及び旧豊町の区域と同一の「従量制による一般廃棄物処理手数料（し尿）の額の計算方法」を適用するための規定の整備をします。

なお、この改正による今治市関前地区の住民の負担の増はありません。

4 施行期日

令和6年4月1日